

訪問介護サービス利用料金表

1. 要介護の利用者

介護サービス			
基本報酬	身体介護	20 分未満	163 単位／回
		20 分以上 30 分未満	224 単位／回
		30 分以上 1 時間未満	387 単位／回
		1 時間以上 1 時間半未満	567 単位／回
		以降、30 分増すごとに	82 単位／回
	生活援助	20 分以上 45 分未満	179 単位／回
		45 分以上	220 単位／回
	身体介護に引き続き生活援助を行った場合	身体介護に引き続き行われるサービスの所要時間 20 分から計算して 25 分を増すごとに	身体介護の料金に加え 65 単位／回
加算単位	初回加算	訪問初回月内にサービス提供責任者が訪問又は同行訪問を行った場合	200 単位／月
	介護職員等处遇改善加算 Ⅱ（ロ）	上記基本報酬の 1 ヶ月分＋加算単位の 1 ヶ月分の合計に 26.6%を乗じた単位数（単位未満四捨五入）	

1 ヶ月の基本料金は、上記合計単位数に、厚生労働大臣が定める 1 単位の単価（10.21 円）を乗じた額（1 円未満切捨て）の介護保険負担割合証に記入されている負担割合に応じた額になります。

2. 要支援・事業対象者の利用者

金沢市介護予防型訪問サービス			
基本報酬	介護予防型訪問サービス（Ⅰ） 1週間に1回程度		1,176 単位／月
	介護予防型訪問サービス（Ⅱ） 1週間に2回程度		2,349 単位／月
	介護予防型訪問サービス（Ⅲ） 1週間に2回を超える		3,717 単位／月
加算単位	初回加算	訪問初回月内にサービス提供責任者が訪問又は同行訪問を行った場合	200 単位／月
	介護職員等処遇改善加算Ⅱ（ロ）	上記基本報酬の1ヶ月分＋加算単位の1ヶ月分の合計に26.6%を乗じた単位数（単位未満四捨五入）	

1ヶ月の基本料金は、上記合計単位数に、厚生労働大臣が定める1単位の単価（10.21円）を乗じた額（1円未満切捨て）の介護保険負担割合証に記入されている負担割合に応じた額になります。

白山市訪問介護相当サービス			
基本報酬	訪問型サービス費（独自）（1） 1週間に1回程度		1,176 単位／月
	訪問型サービス費（独自）（2） 1週間に2回程度		2,349 単位／月
	訪問型サービス費（独自）（3） 1週間に2回を超える		3,727 単位／月
加算単位	初回加算	訪問初回月内にサービス提供責任者が訪問又は同行訪問を行った場合	200 単位／月
	介護職員等処遇改善加算Ⅱ（ロ）	上記基本報酬の1ヶ月分＋加算単位の1ヶ月分の合計に26.6%を乗じた単位数（単位未満四捨五入）	

1ヶ月の基本料金は、上記合計単位数に、厚生労働大臣が定める1単位の単価（10円）を乗じた額（1円未満切捨て）の介護保険負担割合証に記入されている負担割合に応じた額になります。